

◎大津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成 18 年 3 月 17 日

条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約のうち、規則で定めるものとする。

(1) 物品を借り入れる契約のうち、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの

(2) 役務の提供を受ける契約のうち、施設の管理業務その他の年間を通じて継続的に役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、長期継続契約を締結することができる契約について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎大津市建設工事契約審査委員会規程

昭和 41 年 4 月 1 日

訓令第 2 号

(目的および設置)

第 1 条 本市の建設工事等に関し、業者の格付、契約の相手方の選択等について適正な運営を図るため、審査機関として大津市建設工事契約審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会に小委員会を置く。

(平 18 訓令 5・一部改正)

(定義)

第 1 条の 2 この訓令において「建設工事等」とは、次に掲げる工事及び業務をいう。

(1) 建設工事(施行しようとする時期及び場所を同じくする下水道工事と下水道工事以外の土木工事とを合わせて指名競争入札に付して契約し、又はそれらの工事を合わせて随意契約により契約して請け負わせようとする場合における当該工事を除く。)

(2) 設計業務、測量業務、調査業務等のうち、市長が定めるもの

(平 18 訓令 5・追加、平 22 訓令 13・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を掌理する。

(1) 設計額 1,000 万円以上の建設工事等の契約の指名競争入札の参加人の選択及び設計額 300 万円以上の建設工事等の随意契約の審査

(2) 関係業者の総合的能力の判定を行うための格付基準の審査

(3) 関係業者の格付

- 2 委員会は、前項に規定する審査の結果を市長に報告しなければならない。
- 3 小委員会は、第1項第1号に規定するもののうち5,000万円未満の建設工事等の契約の指名競争入札の参加人の選択及び2,000万円未満の建設工事等の随意契約の審査に関する事務を所掌する。ただし、委員会が特に必要と認める事務については、この限りでない。

(平18訓令5・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員9人をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 公営企業管理者
- (3) 技術統括監
- (4) 総務部長
- (5) 産業観光部長
- (6) 環境部長
- (7) 都市計画部長
- (8) 建設部長

(平9訓令4・平9訓令6・平12訓令3・平15訓令5・平17訓令6・平19訓令2・平21訓令5・平21訓令13・平22訓令10・一部改正)

(小委員会)

第4条 小委員会は、委員13人をもって組織する。

- 2 小委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 総務部政策監
- (3) 建設部政策監
- (4) 総務部契約検査課長
- (5) 産業観光部農林水産課長、田園づくり振興課長
- (6) 環境部施設整備課長
- (7) 都市計画部市街地整備課長、公園緑地課長
- (8) 建設部道路建設課長、道路管理課長、建築課長、河川課長

(平7訓令6・平9訓令4・平10訓令6・平12訓令3・平13訓令7・平14訓令5・平15訓令5・平17訓令6・平18訓令5・平19訓令5・平20訓令3・平22訓令10・一部改正)

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長である委員のうち主管の副市長である委員を、副委員長は他の副市長である委員をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 小委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総務部長である委員を、副委員長は総務部政策監である委員をもって充てる。
- 4 第2項の規定は、小委員会の委員長等について準用する。

(平17訓令6・平19訓令2・平21訓令5・平21訓令13・一部改正)

(会議)

第6条 委員会及び小委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月第1及び第3木曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。)に開催する。ただし、都合により変更し、又は中止することができる。

3 臨時会は、必要に応じてそれぞれの委員長が招集して開催する。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

5 緊急の必要があるときは、それぞれの委員長は、書面による賛否を求めて、委員会又は小委員会の審議に代えることができる。

6 委員会又は小委員会の委員長は、委員会又は小委員会において第2条第1項第1号又は同条第3項に規定する審査を行うときは、必要に応じて関係部課長の出席を求めることができる。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(平14訓令5・平17訓令6・一部改正)

(その他)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

1 この規程は、昭和41年4月1日から適用する。

2 大津市建設工事請負業者格付審査委員会規程(昭和35年大津市訓令第4号)は、廃止する。

付 則

(省 略)

◎大津市委託契約に係る入札結果等の公表に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、大津市が行う委託契約(測量、工事に係る調査及び設計業務の委託契約を除く。以下同じ。)に係る入札結果等を公表することにより、入札及び契約の透明性の向上と公正の確保を図ることを目的とする。

(契約の内容に関する事項の公表)

第2条 各課の長は、委託契約を締結したとき(契約金額(単価契約の場合にあつては年間の予定数量を乗じて得た額とする。)が50万円を超えない契約を締結したとき、又は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第3号若しくは第4号の規定により随意契約をしたときを除く。)は、遅滞なく、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める事項を公表しなければならない。ただし、第1号に掲げる契約にあつては、契約の締結前に公表することを妨げない。

(1) 一般競争入札若しくは指名競争入札に付した契約又は施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約した契約

ア 入札日時

イ 契約担当課

ウ 件名

エ 場所

オ 概要

カ 契約期間

- キ 契約方法
 - ク 落札額（税込）
 - ケ 落札者の名称、所在地
 - コ 入札者の名称及び入札金額
- (2) 随意契約（前号に掲げるものを除く。）
- ア 契約担当課
 - イ 件名
 - ウ 場所
 - エ 概要
 - オ 契約年月日
 - カ 契約期間
 - キ 契約金額
 - ク 契約先の名称、所在地
 - ケ 契約相手方の選定理由
 - コ 根拠規程

2 前項第1号に掲げる契約の公表は、開札結果（様式第1号）を、大津市ホームページに掲載し、及び契約担当課の窓口で閲覧に供する方法により行うものとする。この場合において、入札の執行状況の表示は、次に掲げる表の左欄に定める場合の区分に応じ、中欄に定める表示内容を、右欄に定める表示場所に記載して行うものとする。

区分	表示内容	表示場所
(1) 契約の相手方が決定した場合（次号及び第3号の場合を除く。）	落札又は決定	備考欄
(2) くじにより落札者を決定した場合	くじ決定 ※ くじに外れた場合、「くじ」	備考欄
(3) 競争入札に付したものの落札者がなかったため、当該競争入札の執行を打ち切り、施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約の相手方を決定した場合	随意契約 不調随契 ※下欄の「予定価格超過のため・・・」に相手方と金額を表示する。	契約方法の項 備考欄
(4) 入札書又は見積書が無効の場合	無効	備考欄
(5) 入札が最低制限価格を下回ったため、落札しなかった場合	失格	備考欄
(6) 入札又は見積りを辞退する旨を表明した場合（辞退届を提出した場合も含む。）	辞退	備考欄
(7) 入札又は見積りを辞退する旨を表明することなく、当該入札又は見積りを行わなかった場合	欠席	備考欄

3 第1項第2号に掲げる契約の公表は、随意契約締結結果の内容及び理由書（様式第2号）を、大津市ホームページに掲載し、及び契約担当課の窓口で閲覧に供する方法により行うものとする。

- 4 第2項又は前項の規定により公表した事項については、公表した日の属する年度の翌年度末日まで掲載し、又は閲覧に供しなければならない。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

◎大津市入札監視委員会設置要綱

(設置)

第1条 市が発注する工事等について入札及び契約手続の適正な執行を図り、その透明性、客観性及び競争性を確保するため、大津市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市が発注した工事等に関し、入札及び契約手続の運用状況等について審議を行い、改善すべき事項があるときは、市長に対し、意見を具申すること。
- (2) 市が発注した工事等のうち委員会が指定したのものに関し、一般競争入札参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る指名の理由等について審議を行い、市長に対し、その結果を報告するとともに、改善すべき事項があるときは、意見を具申すること。
- (3) 公募型指名競争入札の非指名理由に対する再苦情（当初の苦情に対する説明を了解しない者が再度申し立てた苦情をいう。）を審査し、その結果を市長に対し報告すること。
- (4) その他市が発注する工事等に関し、市長が必要と認める事項について調査及び審議し、市長に対し、意見具申又は報告をすること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、公共工事に関する学識経験を有し、人格、見識等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 5 委員長は、所掌事務を統括し、委員会を代表する。
- 6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議及び議決)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 第2条第1号及び第2号に掲げる事務に係る会議は、原則として、4か月に1回開催する。
- 4 第2条第3号及び第4号に掲げる事務に係る会議は、必要に応じて開催する。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(指定の委任)

第5条 委員会は、第2条第2号に規定する工事等の指定を、あらかじめ指名した委員に委任することができる。

(再苦情処理に係る報告の期限)

第6条 第2条第3号の報告は、再苦情処理の申立てのあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第7条 委員は、第2条第2号から第4号までに掲げる事務について、自己又は3親等以内の親族の利害にかかわる議事に加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、所掌事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

2 第3条第2項の規定による委員の委嘱後初めて開かれる委員会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

◎大津市工事検査要綱

大津市総務部契約検査課

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、大津市が発注する工事（以下「工事」という。）の検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、完工検査、出来形検査及び中間検査とする。

2 完工検査は、工事が完成したときに行う。

3 出来形検査は、次に掲げる場合に行う。

(1) 工事が所定の出来高に達し、受注者から部分払の請求があった場合

(2) 契約の解除等のため既成部分の出来高の確認が必要な場合

(3) 工事の目的物の一部を使用する必要が生じた場合

(4) 工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品の確認が必要な場合

4 中間検査は、工事の施行途中において、工事主管課長又は次条の検査員若しくは臨時検査員（以下「検査員等」という。）が出来形部分の検査が必要と認めた場合に行う。

(検査員等)

第3条 検査員は、工事検査監及び契約検査課の職員とする。

2 臨時検査員は、工事主管課を所管する部の長等が指名した職員（課長相当職以上の者に限る。）とする。

(検査の範囲)

第4条 検査員等は工事の出来形を検査の対象とし、当該工事が契約の内容に基づき適正に行

われているかを契約図書その他関係書類（以下「契約図書等」という。）に基づき検査する。

2 検査の対象は、契約金額が130万円を超える建設工事とする。

（検査員の心得）

第5条 検査員等は、検査に当たりその責務を自覚し公正にこれを行わなければならない。

（完了等の報告）

第6条 工事主管課長は、次に掲げる場合は速やかに工事検査執行依頼書（様式第1号）に工事関係書類を添えて契約検査課長に提出しなければならない。

(1) 工事が完了し、受注者から完工届を受領したとき。

(2) 工事が所定の出来高に達し、受注者から工事出来高検査願を受領したとき。

(3) 中間検査を行う必要があると認めたとき。

（検査の通知）

第7条 契約検査課長は、前条の依頼書を受領したときは、工事主管課長に対し工事検査執行通知書（様式第2号）により通知するものとする。検査員等が中間検査を行う必要があると認めた場合における通知も同様とする。

2 前項の場合において、工事主管課長は、当該通知を受けたときは速やかに受注者に検査の通知をしなければならない。

（検査の時期）

第8条 完工検査及び出来形検査は、完工届又は工事出来高検査願を受領した日から14日以内に行わなければならない。

2 中間検査は、その都度行うものとする。

（検査の立会）

第9条 検査は、当該検査に係る工事の総括監督員、主任監督員又は監督員（以下「監督職員」という。）及び受注者又は現場代理人（以下「受注者等」という。）の立会いの上で、行わなければならない。

（検査の準備）

第10条 工事主管課長は、検査に際して、監督職員に次に掲げる準備を行うよう指示するものとする。

(1) 関係図書（契約書、施工計画書、施工管理資料、工事記録写真、出来形管理資料、品質管理資料、指示書・承諾書、工事打合せ簿等の工事施行上の関係書類）の準備

(2) 検査員等があらかじめ指示した検査基準に基づく穿孔、破壊、抜取り等の検査行為に係る受注者への指示及び確認

(3) その他必要なもの

2 工事主管課長は、検査に際して、受注者に次に掲げる準備を行うよう指示するものとする。

(1) 工事施行に当たって作成したすべての工事施行管理資料及び材料検査の記録

(2) 測点、距離、幅員、厚さ等検査範囲及び構造物の出来形寸法の表示

(3) 検査に必要な測量機器等の準備

(4) 監督職員の指示による検査のための穿孔、破壊、抜取り等

(5) その他監督職員から指示された事項に係る準備

(6) その他必要なもの

（検査の基準）

第11条 検査員等は、検査を実施するに当たっては、別に定める工事検査基準に基づき行うものとする。

(検査の実施)

- 第12条 検査員等は、現地においては、契約図書等に基づき状況を確認しなければならない。
- 2 検査員等は、工事の関係書類その他必要な物件を提示、若しくは提出させ、又は事実の説明を求めることができる。
- 3 検査員等は、検査に当たり必要と認めるときは、工作物の一部を破壊し、又は掘削する等により、その内容を確認することができる。
- 4 検査に係る工事の目的物が地中、水中等にあり、その数量、形状、寸法、品質等を確認することが困難な工事でその合否を判定しがたいものは、監督職員からの工事施行状況の聴取、記録写真その他必要な方法により検査することができる。

(工事の手直し命令)

- 第13条 検査員等は、検査の結果、工事目的物にかしがあると認めたときは、期限を定めて受注者に手直しをさせなければならない。
- 2 前項の手直し命令は、手直し指示票を受注者に交付して行うものとし、合わせて検査員等は、その旨を工事主管課長に通知する。

(手直し完了届の提出)

- 第14条 工事主管課長は、手直し工事が完了したときは、速やかに手直し完了届（様式第3号）を受注者に提出させるものとする。
- 2 工事主管課長は、前項の届けを受理した場合には、手直し完了報告書（様式第4号）を契約検査課長に提出しなければならない。

(再検査)

- 第15条 工事主管課長は、手直し工事が完了し、受注者から手直し完了届（様式第3号）を受理したときは、手直し完了報告書（様式第4号）とともに、速やかに再検査の工事検査執行依頼書（様式第1号）に必要な契約図書等を添えて契約検査課長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第13条の手直し命令による手直し内容が僅少かつ軽易なもので、短期間のうちにその措置が講ぜられると認められるものにあつては、契約検査課長は、工事主管課長からの手直し完了報告書（様式第4号）の提出をもって再検査の実施に代えることができる。
- 3 第7条から前条までの規定は、再検査の実施について準用する。

(検査の中止)

- 第16条 検査員等は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止した上、直ちに総務部長又は工事検査監に報告し、その指示を受けなければならない。
- (1) 受注者又は現場代理人若しくはその使用人等が検査の執行を妨害し、又は検査員等の指示に従わないため検査の実施が困難なとき。
- (2) 工事の施行状況が契約図書等と著しく相違し、工事に重大な欠陥があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検査をすることが不相当と認められるとき。

(検査の復命等)

- 第17条 検査員等は、検査の合格を認めたときは、工事成績を評定した上次に掲げる書類を添付した検査結果報告書（様式第5号）を作成しなければならない。
- (1) 工事成績評定表
- (2) 手直しを命じた場合にあっては手直し完了報告書（様式第4号）
- (3) その他必要な書類

(検査成績評定の通知等)

第18条 検査員等は、検査の合格を認めたときは、受注者に検査合格通知書により通知するものとする。この場合において、1千万円以上の工事の請負にあつては、工事成績評定結果を合わせて通知するものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、工事の検査に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

(一部省略)

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(様式省略)

◎大津市工事検査基準

大津市総務部契約検査課

(趣旨)

第1条 この基準は、大津市工事検査要綱(以下「要綱」という。)に定める工事の検査に必要な事項を定める。ただし、工事の内容等によりこの基準によりがたい場合は、実情に合わせた検査を行うものとする。

(検査の方法)

第2条 検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 当該工事の検査対象物を現地において別表に定める工種別工事検査実施細目に基づき、寸法、数量等の工事細部について検査を行うものとする。
- (2) 施工管理については、工程、出来形及び品質管理が設計図書及び契約書の内容に適合しているかどうかの検査を行う。また、現地において直接検査が出来ない部分は、諸資料に基づき検査を行うものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、次の事項についても調査を行うものとする。

- ア 工事の方法と工程の適否
- イ 工事用材料の準備保管状況
- ウ 機械器具の使用状況
- エ 施工に伴う諸標識の提示状況
- オ 工事現場の安全管理、公害防止、防災処置の状況
- カ 工事写真による工事状況の把握
- キ 仮設工事の状況
- ク 請負業者の主任技術者及び現場代理人の在否
- ケ 跡片付けの状況
- コ その他必要な事項

(材料検査の方法)

第3条 材料検査は、納入されている材料が設計図書どおりの形状、寸法、品質、数量等であ

るかどうかを確認することにより行う。ただし、外観、資料から品質が判定できない場合には、次のいずれかの試験を行い、検査を行うものとする。

(1) 理化学試験（分析試験）

(2) 強度試験

（出来形検査の方法）

第4条 出来形検査は、前2条の規定に基づいて行うものとする。

（中間検査の方法）

第5条 中間検査は、第2条及び第3条の規定に基づいて行うとともに、施工途中における諸管理を把握し、及びその適否を判定し、質的向上と円滑な施行を図るものとする。

（竣工検査の方法）

第6条 竣工検査は、第2条及び第3条の規定に基づいて行うものとする。

（出来形の認定）

第7条 出来形の規定は、別に定められた規格値に基づき、その適否を判定するものとする。

（不適當の程度が軽易なもの）

第8条 要綱第15条第2項に規定する不適合個所が僅少かつ軽易なものは、次の事項のいずれかに該当するものとする。

(1) 手直し工事が7日間以内に完了するもの

(2) その他軽易な補修等で行えるもの

附 則

この検査基準は平成18年6月1日から施行する。

附 則

この検査基準は平成21年1月1日から施行する。

（様式省略）